

令和元年9月（第11回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和元年9月24日（火）17:00～18:30

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

佐野教育部長、床本参事、事務局、事務局、松岡学校教育課課長同格、事務局、永久教育支援課課長同格、伊藤総務課副課長、東野総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和元年9月24日の第11回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、今回の資料と合わせて送付しました7月16日と8月6日の議事録についてですが、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、7月16日と8月6日の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は川崎委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第29号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」、「議案第30号 一般図書について」、「議案第31号 教育委員会の事務の点検及び評価について」の3件とその他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。

では、始めに、「議案第29号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第29号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」説明します。これは、宇部市いじめ問題調査委員会条例第3条第3項の規定に基づき、2年の任期が令和元年6月30日をもって満了となるため、令和元年7月1日から令和3年6月30日を任期とする委員を任命するものですが、このたび推薦団体からの推薦が一部遅延したため、事後承認を得ることとなりました。条例第3条第1項により、委員は8人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから教育

委員会が任命するとなっております。宇部市医師会や山口県弁護士会、山口県臨床心理士協会から名称変更した山口県公認心理師協会、山口県社会福祉士会、山口大学教育学部の5団体から推薦された5人で、内訳は女性2人、男性3人となっており、女性の比率は40%です。

教 育 長： それでは、ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 宇部市いじめ問題調査委員会は、教育委員会から諮問を受けた場合のみ開かれるということですか。

事 務 局： 宇部市いじめ問題調査委員会の所掌事務は、条例第2条に、重大事態に係る事実関係に関すること、および重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために教育委員会が必要と認める事項に関すること、と規定されています。重大事態が発生した場合以外にも会議を行うことは可能です。昨年度は宇部市いじめ問題検証委員会が実施される前に、調査委員会を7回実施しました。

教 育 長： 教育委員会で設置された宇部市いじめ問題調査委員会が、平成31年3月に提出した報告に対して不服の申し立てが行われたため、宇部市において宇部市いじめ問題検証委員会が設置されました。その検証委員会の検証結果に基づいて、再度、この宇部市いじめ問題調査委員会で協議するということですか。

事 務 局： その通りです。宇部市いじめ問題検証委員会からの報告書が提出されましたら、会議を実施したいと思っています。

委 員： 当初の調査を行った時とは、委員が変わるということですか。

事 務 局： 5人の委員のうち、2人が変わります。

委 員： 宇部市いじめ問題検証委員会が調査するのは、今回の重大事態についてのみのということですか。

事 務 局： 今回の宇部市いじめ問題調査委員会で報告した調査結果について、宇部市いじめ問題検証委員会が検証を行い、その検証結果を基に、宇部市いじめ問題調査委員会が再度協議することになります。

委 員： 委員長と副委員長は決定していますか。

事 務 局： 前は、委員長が和泉氏、副委員長が水木氏でした。今回はまだ決まっておりません。

委 員： 条例では委員の人数が8人以内となっております。多ければ良いというものでもありませんが、人数が増えれば多様な意見が出て、より良い委員会になるのではないかと思います。今回、委員の増員について検討はされましたか。

事 務 局： 今回、委員数の変更は検討していません。

教 育 長： 宇部市いじめ問題検証委員会委員は何人ですか。

事 務 局： 宇部市いじめ問題検証委員会委員は6人です。

教 育 長： 県内他市町や県の調査委員会の委員数は分かりますか。

事 務 局： 県内他市町や県についても、同様の団体から1人ずつ推薦を受ける形で、平均5人程度だと思います。

教 育 長： それでは、今回の任期の令和3年まではこの5人で行うのが原則だと思いますが、例えば、再度宇部市で重大事態が複数回起こるような場合には、委員数を見直すこともあり得るということですか。

事務局： はい。

教育長： 今回、宇部市で初めていじめの重大事態が発生し、いじめ問題調査委員会が設置されました。そして、調査委員会では終わらず、今は市長部局でいじめ問題検証委員会が設置され検証が続いています。委員数のことを言われるのももっともだと思いますので、今後、また新たな事案に対応する必要がある場合は、人選も含めて、人数等について再検討が必要になる可能性もあるということでしょうか。

事務局： はい。

教育長： ほかにありますか。

委員： 宇部市いじめ問題調査委員会要綱第2条第3項が臨床心理士となっています。団体の名称が変更になっていましたが、この第3項は今後改定されるということですか。

事務局： 所属団体の名称が山口県臨床心理士協会から山口県公認心理師協会に変更になったということで、臨床心理士という資格は変わりませんので、要綱第2条第3項については、変更する必要はないと考えています。

教育長： ほかにありますか。よろしいですか。それでは、「議案第29号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」、承認ということでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： 次に、「議案第30号 一般図書について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第30号 一般図書について」説明します。特別学級で使用される本につきましては、児童生徒の障害の程度に応じて採択する必要があることから、毎年採択となっております。今回は、東岐波小学校、西岐波小学校、岬小学校、藤山小学校一般図書選定の要望がありました。これらは、全て文部科学省から示されている一般図書一覧に掲載された図書の中から選定されています。

教育長： それでは、ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

委員： この4校の選定案は、文部科学省が作成した一般図書一覧を基に県が選定した図書の中から、各学校が選択された図書ということですか。

事務局： 文部科学省から示された一般図書一覧を基に選定されたものです。

委員： 子どもの実態に合わせて、一般図書一覧以外の絵本等を選定される場合がありますと思いますが、その場合は、再度教育委員会会議の議案としてあがってきますか。

事務局： 今回の選定案が全てですので、この図書以外に選定される図書はありません。

委員： 子どもの実態に合わせて、絵本等を教材として選ぶ場合があったと記憶していますが、違いますか。

事務局： 特別学級で使用する教科書としては、各学校からこの選定案が提出されています。それ以外の絵本等は副教材や副読本という形で活用していると思います。

事務局： 一般図書一覧に記載されていない絵本等を教科書として選定したい場合は、教育委員会会議で協議していただくことになりますが、ここ数年は教科書として一覧以外の図書が選定された事例はないと思います。

委員：教科書としての選定ではなく、副読本として活用しているということですか。
事務局：副読本や副教材としての活用だと思います。この選定図書以外については、通常学級と同じ教科書や下の学年の教科書を活用するという形で、教科書が二重にならないようにしています。

委員：この4校以外からは出ていないということですか。前年使用したものを引き続き使用する学校もあると聞いていますが、毎年同じ学校が選定案を出されているように思います。他の学校はどのような対応をされているのでしょうか。

事務局：下の学年の教科書を使用する、また、普通の教科書の中でその子どもができる部分だけ使用する、という形で対応している場合もあります。

委員：一般図書は、その子の発達段階に応じた指導ができるものだと思いますので、もっと積極的に活用しても良いのではないかと思います。どうでしょうか。

事務局：特別支援学級の子どもたちについては、個別の支援計画を作成して、その計画に沿って指導を行っていると考えています。

委員：個別の指導計画に沿って、一人一人の発達段階に応じた指導ができているのであれば良いと思います。よろしくお願いします。

教育長：委員さんたちが心配し、疑問に思っているのは、特別支援学級は24校ほぼ全ての学校にあるのに、教科書選定案を提出しない学校はどうしているのか、ということだと思います。例えば、岬小学校は最先端校として非常に熱心な対応をされています。また、西岐波小学校は、宇部で特別支援学級が一番多く非常に充実しており、他校区の特別な支援が必要な子どもを持つ保護者も子どもを西岐波小学校に通わせたいと思っておられるという話も聞きます。そのような学校は選定案を提出しています。副読本やその他の本、昨年度購入した本を引き続き使用するという方法もあるかとは思いますが、来年度に向けて、一般図書を選定する学校が毎年ほぼ同じ学校に限られる理由を確認してください。学校が必要ないと判断したのであれば、なぜ今回提出している4校は必要と判断したのかということです。特別支援に関わる教員の熱意の差だとすると、それはあまり良いことではないと思います。この一覧にある図書はこれから絶対に必要になると思いますので、特定の学校にしかないという状況は望ましくありません。今から、特別支援に力を入れていこうとしている中で、特別支援に関わる教員にも、常に新しい方法について学び続けてほしいと思っています。教育支援課とも連携して、今後検討をお願いします。

事務局：承知しました。

教育長：教育委員全員が、特別支援を本当に大切に思っています。今の疑問に答えられるように確認してください。もし難しいのであれば来年度以降、できるだけ多くの学校で選定されるよう検討してください。

事務局：確認の上、検討します。

委員：この一覧に掲載されている図書は、山口県立山口図書館等で閲覧できますか。また、教員が閲覧できる機会はありますか。

事務局：山口県教育委員会に多少見本があるようですが、全図書は置いていないようです。内容はインターネットで見ることができますので、教員はインターネット

で確認しているようです。また、教員が過去使ったことがある中から、その子に合わせたものを選んでいくというのが実情です。

教 育 長： 実際の図書を字部で見るとは難しいということですか。

事 務 局： 冊数が大変多く、字部で実際の図書を見ることは難しいです。

教 育 長： 一覧に掲載されている図書の冊数はどれくらいですか。

事 務 局： 全部で347冊あります。

教 育 長： 1週間ずつでも良いので、県内各市町に見本を回すことができないか、県に要望できませんか。

委 員： いくらインターネットで調べても、実際の図書を見ないと、子どもにとって本当に見やすいものかどうか判断するのは難しいと思います。

教 育 長： 特別支援の先生方が図書を実際に手に取って内容を見て選定すれば、より充実したものになると思いますが、一覧表だけ見て内容はインターネットで見てください、というのでは、少し丁寧ではないように思います。

委 員： 特別支援に関する勉強会等、年に1回でも良いので、先生方が実物を手に取れる機会があると良いと思います。

教 育 長： 字部市教育委員会の強い要望として、山口県教育委員会に要望してください。

事 務 局： 要望としてあげたいと思います。

教 育 長： ほかにありますか。よろしいですか。それでは、「議案第30号 一般図書について」、承認ということでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 次に、「議案第31号 教育委員会の事務の点検及び評価について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第31号 教育委員会の事務の点検及び評価について」説明します。平成30年度に実施した、「教育振興基本計画」に沿った56事業について、事務の点検及び評価を行い、7月に教育委員会会議で承認をいただいて、8月26日と8月29日に4人の委員から、事業全般に対する御意見、個別の事業に関する御意見をいただいて、それに基づいて「教育委員会の事務の点検及び評価（平成30年度事業）」として整理したものです。今後の予定としましては、今回の教育委員会会議で承認をいただきましたら、市議会に報告を行い、字部市ホームページで公開するという流れになっています。

教 育 長： それでは、ただ今の説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 調書の「No.11 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進」で、今後の課題の「ノーメディアデーを幼稚園や保育園に拡大する」という項目が削除されています。教育委員会の主管ではないということかもしれませんが、働きかけはしても良いのではないかと思いますので、削除する必要はないと思います。

事 務 局： 削除した理由を確認して、可能であれば再度掲載するようにしたいと思います。

教 育 長： これについては確認をお願いします。

委 員： 調書について、修正箇所が明示してあると良いです。

教 育 長： 次年度への反省として、調書等を修正した場合は修正箇所を明示していただき

い。

委員： 調書の「No.3 1 伝統文化推進事業」について、伝統文化推進事業の中に、彫刻教育が含まれていることに違和感があります。彫刻教育は、美術や芸術などに関連して、色々な面で子どもたちの成長に役立つものだと思いますし、また宇部市の特徴的な教育でもありますので、独立した事業としてより充実させていくところが大事ではないかと思います。事業を分けることを検討していただければ良いと思います。

事務局： 彫刻教育が単独の事業となるような形で、次回整理したいと思います。

委員： 報告書で、学識経験者の意見として、教員の働き方改革に関して業務量を検討してほしい、また個別の意見としても「No.6 教職員研修の充実について」に対して研修の回数が多いと感じた、もう少し減らしても良いのではないかとありますが、調書の数値に変更がありません。御意見をどう反映されたのか、教えてください。

事務局： 今回、30年度に実施した事業について点検評価調書を作成し、学識経験者がその調書を見て、30年度事業の内容について御意見をいただきました。その30年度事業に対する意見を参考として、31年度事業に取り組むということです。30年度事業の点検評価調書の内容を変更するというものではありません。今後、研修等の効率化を学校教育課で検討していくことになります。

委員： 実際に、学識経験者の方が多いように感じておられますが、30年度に実施した研修の回数は多いのでしょうか。ある程度の効果が見られるならば、必要な回数だとは思いますが、実際に受講された先生方が、あまり効果を感じておられないなら検討する必要があるのではないかと思います。

事務局： 夏休みに各課の研修が集中しているということで、教育委員会各課で整理する方向で検討しています。

教育長： 教員には、研究と修養が義務付けられています。研修はそのために必要な手段ですので、疎かにするつもりはありませんが、夏休みに研修が集中すると教員も休めません。より効率的かつ効果的に研修を行うために、実施方法や内容の充実等、検討していく必要があると思います。

委員： 学識経験者の意見で、「No.8 体験活動の推進」について、より充実した活動にするため、また保護者の負担軽減のために予算措置を検討してほしい、とあります。学校によっては、体験活動の予算を教育後援会が担っていますが、教育後援会で予算が確保できない場合は保護者負担となります。それ以外にも、社会見学や修学旅行など、毎年様々な費用が必要になり、保護者にとって大きな負担となっています。体験活動は子どもにとってとても良い経験になると思っていますので、ぜひ予算措置を検討いただきたいと、私も思います。また、ノーメディアについても色々なところで話題になりますが、保護者が一番メディアに対する知識が少なく、メディアの危険性を理解しないまま子どもに与えてしまっているように思います。どれだけ講演会を実施しても、必要な人に情報が届いていないことを実感しています。メディアは私たちにとって必要不可欠な存在となっていますので、どう対応すべきか検討していく必要があると思

っています。

委員： 大切なのは、保護者が子どもに見せるべき情報を選択できる知識を学ぶこと、また子どもが正しい情報を選択できる知識を学ぶことで、そのための教育が必要なのであって、安易にメディアを与えない、ノーメディアということではないと思います。

委員： 今、学校では、ノーメディアデーについて、完全にメディアを排除するというのではなく、メディアの正しい活用方法を家族で話し合い、考える機会にしてください、と説明しています。メディアというものが本当に当たり前の存在になってしまっていると思いますので、ノーメディアという言葉が今の時代に相応しいのかどうか、考えていかないといけないのではないかと思います。

教 育 長： ノーメディアデーは、宇部市PTA連合会と連携して行っている事業ですね。

委員： 宇部市PTA連合会と教育委員会とで連携して行っています。始めた当時はメディアを使用しない状態が良いと思ったのかもしれませんが、時代は変わりますし、今となっては、携帯やタブレット、テレビ等のメディアが全くない生活はあり得ないのではないかと思いますので、名称や実施内容を変えていく時期に来ているように思います。

教 育 長： とても難しい問題です。ノーメディアという名称も含めて変えていく必要があると思います。また、先ほどの体験活動についても、どこまで学校が行うのか、地域、社会がある程度参加するのか、方法は色々あるかと思いますが、やはり全ての児童生徒に経験させるとなれば、学校が行うべきことだと思います。

委員： 宿泊のある体験活動で、みんなで一緒に何かを成し遂げるという経験は子どもにとってとても重要だと思います。

教 育 長： そのために必要であれば、予算措置を検討してほしいと思います。

委員： 社会教育課がコミュニティスクール推進課に課名が変更となって、教育委員会とふれあいセンターの関連が切れたように感じるという意見がありますが、これはどういう意味でしょうか。

事 務 局： コミュニティ・スクールを推進するという方向で、課名変更していますので、社会教育という言葉が前面に出なくなってしまったことを言われたと思います。この意見を出されたのが社会教育関係の学識経験者ですので、より強くその思いを感じられたのだと思います。ふれあいセンターの主管が市長部局に移って、生涯教育、生涯学習についても市長部局が主管ということになり、コミュニティ・スクールとしての地域との関わりはありますが、社会教育の一環としての部分が薄くなったように感じるという意見です。

委員： 社会教育について薄くなったのでしょうか。

事 務 局： コミュニティ・スクールとして、学校と地域という関係性がメインになりましたので、学校抜きの社会教育、子どもから大人までの全般的な意味での社会教育というところの要素が、その委員さんからしてみれば見えにくくなっている、ということではないかと思います。実際の業務内容として、社会教育はコミュニティスクール推進課の担当業務の中にありますので、きちんと事業を推進していると思っていますが、この学識経験者はこういう印象を持たれたとい

うことです。

委員： この学識経験者がこのような印象を持たれたということですか。

事務局： この学識経験者が社会教育や生涯学習の分野に深く関わっている方ですので、より強く感じたところがあったかもしれません。

教育長： 知らない人が見たら、どうして社会教育課がコミュニティスクール推進課になるのかということは、当然の疑問かもしれません。ただ、課名が変わったからといって、学校と地域のつながりが希薄になったということはないと考えていますが、このような思いを持たれる方もおられるということで、今後は、啓発や広報等行い、丁寧にしっかり説明していくことが必要だと思います。

委員： 調書の「No.1 1 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進」で、授業以外の休み時間等を活用して体力向上に向けた取組を推進すると記載がありますが、ある中学校で示された来年度の学校方針案の中で、毎日の授業数を6時間としても下校時間を現状通りにするために、一週間のうち2日ほど、昼休みを15分短縮して30分にするという案がありました。一方では授業以外の休み時間等を活用するという取組を推進し、その一方で休み時間を短縮するという案が現場で出るというのは、矛盾していると思いますが、いかがでしょうか。

委員： 授業数が増えたことが関係ありますか。

委員： 昼休みの時間を短縮する学校もあるのですか。掃除の時間を減らしているという話も聞きますが、学校によって違うのでしょうか。

教育長： 市内一律ではないと思います。

委員： 今と同じ下校時間を確保するために、週のうち2日ほど、昼休みの時間を30分にするということでした。

教育長： 昼休みを短縮する学校と、掃除の時間を減らす学校と、学校によって対応は異なりますが、授業数の増加に対応するため、各校が工夫した中でそのような対応を検討せざるを得ないのだと思います。

委員： 子どもにとって、昼休みは外で体を動かすために活用できるだけでなく、一日のうちの息抜きの時間としても重要ではないかと思います。

教育長： 一週間全ての日ではなく2日だけの対応ということで、御理解いただければと思います。

教育長： ほかにありますか。それでは、教育委員からの意見を基に事務局で事実確認を行い、必要があれば調書を修正するというので、「議案第31号 教育委員会の事務の点検及び評価について」、承認ということでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： それでは、その他の事項「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 8月分の寄附の報告をします。8月8日、匿名の方から、小中学校教育資金として、平成24年度から通算89回目、3,000円の御寄附をいただきましたので報告します。

教育長： 以上で本日の議案は終了しましたが、その他として、委員さん方から何かありますか。

委員： 8月21に渡辺翁記念会館で人権教育関連の研修会がありました。その内容はSNSでの拡散等のトラブル対応に関するもので、とても参考になりました。その講演の中で、子どもたちにSNSなどの恐ろしさを実感してもらうことがとても大事だが、教員の指導では難しいだろうと言われ、その通りだと思いました。教育委員会として、今回の講師のような外部の専門家を各学校へ派遣することはできないでしょうか。

教育長： 教員が子どもに指導しようとしても、専門的な知識もないためになかなか難しいということでしょうか。

委員： 専門的な知識がないということもあるかと思いますが、教員の言葉というだけで子どもたちが話を聞かなくなってしまうという現状があると思います。

教育長： PTAが同様の講演会等を実施する学校もあるかと思いますが、それ以外の学校などで、教育委員会が専門の外部講師を派遣することが可能かどうか、確認してください。ほかにありますか。

(全委員意見なし)

教育長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。